

令和2年7月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年7月16日（木）13時24分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,  
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,  
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員,  
12 瀬川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也, 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更について

8. 議 事  
局 長

ただいまより令和2年7月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。それでは、立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。本日の総会が任期最後の総会となります。3年間お疲れ様でございました。一昨年度は全戸調査、昨年度は意向調査を実施したところでありまして、ご協力ありがとうございました。意向調査の結果につきましては、地図に落とし込み、人・農地プランに役立てることとしております。

新型コロナは一旦治まりかけていましたが、最近、香川県でも4名の新規感染者が出発生しております。そのため、昨日、感染リスクを下げするための感染拡大防止対策を徹底していただくよう、香川県知事が緊急メッセージを出したところです。マスクの着用、手洗いを徹底することなど、自

分自身で守らなければ収束しないと思います。梅雨明けすると、暑い中での農作業となりますので、体調に十分気を付けていただきたいと思います

今回の改選で、農業委員さんは 10 名の方が入れ替わることとなり、早速 8 月より荒廃農地調査をしていただくこととなりますが、初めてのことで戸惑うことがあると思いますので、聞きに来られたときは、親切に対応していただくようお願いします。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さん、改めまして、こんにちは。

それでは、令和 2 年 7 月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

まず、本日の議事録署名人には、第 8 番の南光委員さん、第 9 番の堀家委員さんの両名、よろしく申し上げます。

早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。議案書の 1 ページで、2 案件でございます。

番号 1 ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成 14 年に農地を相続したところですが、労力不足により経営規模縮小を考えていたところ。一方、譲受人は 1 町 4 反余りの農地を耕作していますが、申請地の東側に隣接した農地を耕作しており、耕作に便利であり、経営規模拡大を考えていたため、双方で話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が 1 町 5 反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、

申請地には水稲を作付けするとのことであります。

次に番号 2 ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成 29 年に農地を相続したところですが、農地は申請地のみであるため、処分することを考えていたところです。一方、譲受人は 5 反余りの農地を耕作していますが、申請地の南側に隣接した宅地を所有しており、耕作に便利であり、経営規模拡大を考えていたため、双方で話がまとまり、所有権移転売買を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が 6 反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

以上、2 案件、登記地目は田が 2 筆、面積は 1,112 m<sup>2</sup>であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第 3 条第 1 項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページから4ページで、7案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

申請人の続柄は親子であります。高齡となり、農地の維持が難しくなっているため、自宅に隣接した農地の一部に、自家消費のため太陽光発電パネルを設置するため転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に、太陽光発電パネル24枚、25.65㎡を設置することを目的として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は近隣商業地域に指定されている第3種農地であります。

次に番号2ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

借り人は現在借家で生活されておられますが、昨年、子供が生まれ、手狭になっているため、親の農地を借り受け、住宅を建築しようとするものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に住宅2階建1棟74.53㎡、車庫1棟25㎡を建築するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、農業振興地域外の第2種農地であります。

次に番号3ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人は市外に居住し、所有農地は本申請地の畑のみであるため、管理が困難な状況でありました。譲受人は、現在、借家に居住しており、住宅を建築できる土地を探していたところ、譲渡人との売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に自己住宅2階建1棟99.05㎡を建築するものであります。提出書類には特に不備はなく、特に問題は無いと考えて

おります。なお、本申請地は、農業振興地域外の第2種農地であります。

次に番号4ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本案件の譲受人は、不動産取引を主たる業務としている会社であり、分譲宅地として適している土地を探していたところ、譲渡人と売買の話がまとまり、今般申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、宅地分譲用地とするため所有権移転売買するものであります。提出書類等の不備も特になくことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、工業地域に指定されている第3種農地であります。

次に番号5ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

番号5から番号7までの譲受人は、不動産取引を主たる業務としている会社であります。本案件につきましては、店舗用の事業用用地として取引が見込まれる土地を探していたところ、県道に面した本申請地の所有者である譲渡人と売買の話がまとまり、今般申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、事業用用地とするため所有権移転売買するものであります。提出書類等の不備も特になくことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、準工業地域に指定されている第3種農地であります

次に番号6ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本案件につきましては、以前より土木建築業者、店舗・オフィス什器取扱業者より善通寺インターチェンジの近くでまとまった土地がないかと問合せがあり、土地を探していたところ、本申請地の所有者である譲渡人と売買の話がまとまり、今般申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する雑種地等を併せ利用地として、事業用用地とするため所有権移転売買するものであります。提出書類等の不備も特になくことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、準工業地域に指定されている第3種農地でありま

す。

次に番号7ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本案件につきましては、物流業者より善通寺インターチェンジの近くでまとまった土地がないかと問合せがあり、土地を探していたところ、本申請地の所有者である譲渡人と売買の話がまとまり、今般申請するものであります。

【申請地読み上げ】に隣接する宅地等 1,001.79 m<sup>2</sup>を併せ利用地として、物流業界への分譲事業用地とするため、所有権移転するものであります。提出書類等の不備も特になく、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、準工業地域に指定されている第3種農地であります。

以上、7案件、登記地目は田が12筆、畑が2筆、転用面積は5,402.29 m<sup>2</sup>、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、7月11日に推進委員と現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということでした。

次に番号2は〇〇町、番号5、番号7については〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、推進委員と現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。

よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号3は〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、推進委員と現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号4、番号6については〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、7月9日に委員4名で現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてご説明いたします。議案書の5ページで、2案件でございます。

番号1と番号2は今回の申請に合わせて分筆されたもので、同じ譲渡人であります。本件の農地法第5条の規定による許可申請における香川県知事許可については、学習塾用地で許可を受けて造成工事まで終了しており、平成7年5月2日付で、売買により旧譲渡人から旧譲受人へ、所有権の移転をしております。しかし、学習塾については、申請地以外の場所に建築したため、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請が提出され、住宅用地として香川県知事の承認を受けておりますが、事業収益等により事業を遂行していくことが困難な状況でありましたが、許可を受けた土地に住宅・事務所の建設を希望する承継者が現れたことから、承継するものであります。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人の請川様は、現在借家で生活されておられますが、家族4人で生活するには手狭になっているため、申請地に住宅を建築しようとするものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に、自己住宅1棟2階建56.08㎡、車庫1棟平屋建31.14㎡を建築するため所有権移転売買するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整



を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、農業振興地域外の第2種農地であります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は、番号1の父親であり、現在、警備に関する業務、清掃及び施設管理の業務を行っている会社の代表取締役であります。会社は丸亀市に事務所を置いています、手狭な状態であります。譲受人は、会社の経営規模拡大を図るため、申請地に事務所を建築し、貸付けるものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に、事務所1棟平屋建48.10㎡、倉庫1棟平屋建13.86㎡を建築するため所有権移転売買するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、農業振興地域外の第2種農地であります。

以上、2案件、登記地目は田が2筆、転用面積は506㎡、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1、番号2については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、推進委員と現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

会 長

ありがとうございました。地元の農業委員さんは、特段問題ないということ。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしましたので、7月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 13時58分 終了